



島根県報

平成21年9月29日（火）

第2,124号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	4
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	4
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	4

【公 告】

島根県県民荣誉賞の表彰	（秘 書 課）	5
平成21年度登録販売者試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	5
基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	6

【人委告示】

平成21年度島根県職員（地区別）採用試験の実施		6
-------------------------	--	---

告 示**島根県告示第674号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年9月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
木村歯科医院	益田市三宅町3番28号	平成21年9月7日
KAZUKI プライベートクリニック	松江市朝日町484番地13 三洋苑第2ビル5F	平成21年8月17日
ウェルネス薬局 白枝店	出雲市白枝町551-1	平成21年9月1日
ウエーブ シティパーク薬局	浜田市相生町1391-8	平成21年9月2日
なの花薬局 平田店	出雲市平田町2164-4	平成21年9月1日

島根県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年9月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
すずき小児科医院	松江市西川津町4014 タイムストリームビル	平成21年8月31日
竹原歯科医院	浜田市相生町3847	平成21年9月1日
サンアイリス薬局 平田店	出雲市平田町2164-4	平成21年9月1日

島根県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年9月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ファーマシィ浜田センター薬局	ファーマシィ医療センター前薬局	浜田市浅井町867-3	平成21年8月11日

島根県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年9月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 原商	松江市宍道町白石 81-10	特定福祉用具販売	株式会社 原商	松江市宍道町白石 81-10	平成21年 8 月 31 日
株式会社 原商	松江市宍道町白石 81-10	特定介護予防福祉用具販売	株式会社 原商	松江市宍道町白石 81-10	平成21年 8 月 31 日
有限会社 三幸	簸川郡斐川町大字 今在家403番地 1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくらんぼ	簸川郡斐川町大字 今在家403番地 1	平成21年 8 月 25 日
有限会社 三幸	簸川郡斐川町大字 今在家403番地 1	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくらんぼ	簸川郡斐川町大字 今在家403番地 1	平成21年 8 月 25 日
株式会社 フロンティア	大阪市淀川区宮原 三丁目 5 番36号	居宅療養管理指導	ワタキュー薬局 おおだ店	大田市大田町吉永 1562-2	平成21年 9 月 1 日
株式会社 フロンティア	大阪市淀川区宮原 三丁目 5 番36号	介護予防居宅療養管理指導	ワタキュー薬局 おおだ店	大田市大田町吉永 1562-2	平成21年 9 月 1 日

島根県告示第678号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
竹原 茂久	浜田市相生町3847	居宅療養管理指導	竹原歯科医院	浜田市相生町3847	平成21年 9 月 1 日
竹原 茂久	浜田市相生町3847	介護予防居宅療養管理指導	竹原歯科医院	浜田市相生町3847	平成21年 9 月 1 日

島根県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所 在 地	
			変更前	変更後		
松江保健生活協同	松江市西津田八丁	居宅介護支援	西津田のぞみス	生協のぞみ在宅	松江市西津田七	平成20年

組合	目 8 番10号	テーション	支援センター	丁目14番21号	4月1日
----	----------	-------	--------	----------	------

島根県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
三浦 賢悟	つわの鍼灸整骨院	柔道修復	鹿足郡津和野町中座イ80-1	平成21年 7 月 21 日

島根県告示第681号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部人にやさしい環境整備支援資金の項中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) しまね障害者就労応援企業認定要綱に基づく認定を受けているもの

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

島根県告示第682号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成19年島根県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成21年10月1日から施行する。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

表浜田市の項中	中層耐火構造 4 階建	昭和52	0.95	を
		昭和53		

」

「

中層耐火構造 4 階建	昭和52	0.95	に改め、同表益田市の項中
	(第116号にあっては、0.97)		
	昭和53	0.95	

」

「

久城	簡易耐火構造 2 階建	昭和47	0.98	を
		昭和48		
		昭和49		
	耐火構造 2 階建	平成17	1.00	

」

」

「

久城	耐火構造 2 階建	平成17	1.00	に、
----	-----------	------	------	----

」

「

仙道	簡易耐火構造平家建	昭和52	0.90	を
		昭和53		
		昭和55		
	木造 2 階建	平成19	0.95	
平成20				
山稜	簡易耐火構造平家建	昭和51	0.90	
川東	簡易耐火構造平家建	昭和54	0.90	

」

「

仙道	木造 2 階建	平成19	0.95	に改める。
		平成20		

」

公 告

島根県県民荣誉表彰を行ったので、島根県県民荣誉表彰規程（平成16年島根県告示第142号）第5条の規定により公表する。

平成21年 9 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 氏名

澄田 信義

2 功績

島根県知事として5期20年間にわたり、県勢の発展と県民福祉の向上に全身全霊を捧げて力を尽くすとともに、信望は極めて厚くあまねく敬慕され、多くの県民に夢と希望を与えた。

平成21年度登録販売者試験の合格者を決定したので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の6及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第11条第2項の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成21年 9 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	22	24
26	30	32	33	35	37	38	39	41	44	47	53	56
57	59	61	64	65	67	68	75	76	80	81	83	86
88	89	91	92	93	94	95	96	97	99	100	102	108
112	114	115	117	118	119	120	123	124	128	129	130	133
134	135	137	138	139	140	141	142	144	145	146	147	148

149	150	151	155	161	162	163	164	165	166	172	173	175
176	177	179	182	184	185	187	188	190	192	193	194	195
196	197	199	203	209	210	211	212	213	214	215	216	221
223	224	230	232	234								

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年 9 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類及び作業地域

基本測量（地理識別子整備業務）

2 作業期間

平成21年 9 月 28 日から平成22年 3 月 26 日まで

3 作業地域

松江市、出雲市、益田市

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成21年度島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成21年 9 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成21年10月 1 日（木）～同年10月28日（水）

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、10月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、10月21日（水）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
地区別	一般事務 (石見地区)	2名	島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、一般行政事務に従事

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類	年齢・資格等
地区別	昭和53年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
 イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	試 験 日	試 験 地 及 び 試 験 場		合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成21年11月15日（日） 受付時間 9：00～9：30 試験時間 10：00～	浜 田 市	島根県浜田合同庁舎 （浜田市片庭町） ※申込数によっては 会場を変更する場合 がある。	11月30日（月）に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
第 2 次 試 験	平成21年12月13日（日）			12月25日（金）に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試 験 種 目 及 び 配 点	内 容
第1次試験	教養試験（50点）	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による高校卒業程度の筆記試験
	作文試験（50点）	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験（50点）	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

（注）1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

2 2次試験の合格者は面接試験の点により決定する。

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「地区別請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「地区別申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登録され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（6パーセント）の減額措置を実施している。

初任給の例（平成21年4月1日現在）

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額（減額前）
一般事務（石見地区）	高校卒	18歳	—	140,100円
		26歳	8年	185,800円